

別記様式 2

生産行程管理業務規程

平成31年 2 月 28 日

令和 4 年 6 月 28 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒026-0055）イワテケンカマイシシカッショウ岩手県 釜石市 甲子 町 8-154

名称（フリガナ）：カッシカキ 甲子 柿 サトセイサンクミアイ の 里 生産 組合

代表者（管理人）の氏名及び役職：組合長 佐々木 裕一

2 農林水産物等の区分

区分名：第 1 類 農産物類

区分に属する農林水産物等：果実類（かき）

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：甲子柿（カッシガキ）、KASSHI GAKI、KASSHI KAKI、KASSHI PERSIMMON

4 明細書の変更

甲子柿の里生産組合は、法第16条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確認

（1）品種の確認

甲子柿の里生産組合は、生産者には場の場所や品種を記載した「生産行程管理確認報告書」を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに年一回以上現地を巡回し、生産者が在来種小枝柿を使用しているか否かを確認する。

（2）渋抜きの方法の確認

甲子柿の里生産組合は、生産者に渋抜き方法を記載した「生産行程管理確認報告書」を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに年一回以上現地を巡回し、渋抜き方法を遵守しているか否かを確認する。

（3）選果の方法の確認

甲子柿の里生産組合は、生産者に選果方法を記載した「生産行程管理確認報告書」

を作成・提出させ、その記載内容を確認するとともに年一回以上現地を巡回し、選果の方法を遵守しているか否かを確認する。

(4) 最終製品の確認

「甲子柿」の選果及び包装箱詰めは、生産者自ら行い、その結果を記録する。生産者から出荷された「甲子柿」については、甲子柿の里生産組合が、その記録を確認するとともに、抽出検査を行い、選果状況を確認することで出荷規格の遵守及び最終製品を確認する。

(5) 臨時の調査

上記によるほか、明細書に記載の生産方法が遵守されていないことが疑われる場合には、甲子柿の里生産組合は、臨時に、現地調査を実施し事実確認を行う。

6 明細書適合性の指導

- (1) 甲子柿の里生産組合は、5の確認時において、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準のいずれかを満たしていないと疑われる場合には、当該組合員に対して警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに従わない場合には、甲子柿の里生産組合は、当該組合員に対し出荷の一時停止を指示する等ができるものとする。
- (2) 甲子柿の里生産組合は、年に一回以上、構成員である組合員に対し、講習会等の機会を設け、明細書に記載の生産地・特性・生産の方法の各基準を遵守するよう指導する。

7 地理的表示等の使用の確認

- (1) 甲子柿の里生産組合は、5の確認時において、明細書に記載の生産の方法の基準を満たした柿についてのみ、地理的表示である「甲子柿」及び登録標章（以下「GI マーク」という）が使用されているかを確認する。この際、地理的表示である「甲子柿」及びGI マークを使用している包装等についても確認する。
- (2) また、(1)の確認において、以下の柿がないかも確認する。
 - ア 明細書に記載の生産の方法の各基準をいずれも満たしていない柿であるにもかかわらず、地理的表示である「甲子柿」及びGI マークが使用されている柿
 - イ 地理的表示である「甲子柿」のみが使用されている柿
 - ウ GI マークのみが使用されている柿
 - エ 地理的表示である「甲子柿」に類似する表示又はGI マークに類似する標章が使用されている柿

8 地理的表示等の使用の指導

- (1) 甲子柿の里生産組合は、7において確認された以下の場合について、当該表示を行った組合員に対し警告を発し、是正を求める。なお、警告を受けたにもかかわらずこれに

従わない場合には、甲子柿の里生産組合は、当該組合員に対し出荷の一時停止を指示する等ができるものとする。

ア 明細書に記載の生産の方法の基準を満たしていない柿であるにもかかわらず、地理的表示である「甲子柿」及びGIマークが使用されている場合

イ 地理的表示である「甲子柿」のみが使用されている場合

ウ GIマークのみが使用されている場合

エ 地理的表示である「甲子柿」に類似する表示又はGIマークに類似する標章が使用されている場合

(2) 甲子柿の里生産組合は、6(2)に記載の講習会等の機会において、構成員である組合員に対し、適切な地理的表示の使用等について普及啓発を図るものとする。

9 実績報告書の作成等

甲子柿の里生産組合は、4月1日から翌年3月31日までを一年度として、年度終了後3か月以内に以下の書類を作成し、農林水産大臣に提出するものとする。

(1) 審査要領別添5「生産行程管理業務審査基準」別紙により作成した生産行程管理業務実績報告書

(2) 生産行程管理業務の対応実績が分かる資料として、以下の資料

甲子柿の里生産組合が作成した検査記録（地理的表示等の使用状況の記録を含む）

(3) 提出時における最新の明細書

(4) 提出時における最新の生産行程管理業務規程

10 実績報告書等の保存

甲子柿の里生産組合は、9(2)において提出した資料に加えて以下の書類を、甲子柿の里生産組合事務局で、その提出の日から5年間、保存するものとする。

(1) 生産行程管理確認報告書

(2) 出荷実績報告書（地理的表示等の使用状況の記録を含む）

11 連絡先

〒
〒
〒
〒
〒
〒
〒